

がん患者医療用補正具の購入費の一部を助成します

男鹿市では、平成 30 年度から、がん治療に伴い医療用補正具（ウィッグ（かつら）または乳房補正具）を使用するがん患者さんの就労や社会参画を支援するため、補正具の購入費用の一部を助成します。

対象者

◇申請時点で男鹿市内に住所がある方で、がん治療に伴い脱毛または乳房を切除し、補正具を平成 30 年 4 月 1 日以降に購入した方。

助成内容

◇助成対象となる補正具はウィッグ及び乳房補正具とし、1 人あたりそれぞれ 1 回に限ります。

◇助成額は、ウィッグ 15,000 円、乳房補正具 10,000 円を限度として助成します。

◇ただし、購入費用がそれぞれの金額に満たない場合は実際に要した額を限度として助成します。

注意・・・市の助成を先に受けた場合、県の助成事業の対象になりません。県の助成も希望する場合は、県への申請を済ませてから、市へ申請して下さい。

申請書類

- ① 男鹿市がん患者医療用補正具助成事業申請書（様式第 1 号）。
- ② 化学療法又は手術に関する説明書や診断書、治療方針計画書などがん治療を行ったことが分かる書類の写し。
- ③ 購入した補正具の領収書の写し（購入日、金額、品名※入り）。
※ウィッグは「全頭用」、乳房補正具は「補正パッド」又は「人工乳房」の記載のある物
- ④ 県が実施する同種の助成を受けている場合、「秋田県がん患者医療用補正具助成事業承認決定通知書」を①に添付することにより、②③の書類は必須としない。
- ⑤ 申請者名義の振込口座の分かるもの。

申請期限

◇購入した日の属する年度の末日（3 月 31 日）までに申請して下さい。

申請窓口・問い合わせ先

〒010-0511

男鹿市船川港船川字片田 74 番地

男鹿市健康子育て課健康班（保健センター） ☎24-3400

